

「共謀罪」新設法案の廃案を求める請願書

河野洋平・衆議院議長

扇 千景・参議院議長

【請願理由】

自民・公明与党は、6月に閉会した第164通常国会において、圧倒的な議席数を背景に、衆議院法務委員会において共謀罪新設法案の強引な採決を繰り返し、最後には民主党修正案の「丸のみ」策まで出しましたが、結局採決はできずに継続審議となりました。

これは、河野洋平衆議院議長が指摘したように「国民の一大関心事」となって、反対世論が急速に広がったことによるものであって、圧倒的多数の議席を背景とする政府・与党をもってしても強行採決を断念せざるを得ませんでした。

そもそも共謀罪は、犯罪の実行行為を罰するという近代刑法の原則をくつがえすものです。それは同時に、日本国憲法で保障された、思想・信条の自由、内心の自由、言論・表現の自由、結社の自由を侵すものです。このような共謀罪は、まさに戦前の治安維持法を超える悪法です。日本政府自身、日本に共謀罪を必要とする立法事実はないと、その必要性を否定していました。そこで出てきたのが、「国際組織犯罪防止条約の批准のために共謀罪が必要だ」という主張です。しかし、先の国会終盤で、条約に関する文書の政府訳には誤りがあり、条約の批准のために共謀罪の制定は必要条件ではない、との指摘がされました。

また、国会審議のなかでは、なにをもって共謀とするのか、という基本的な点について、政府は「目配せ」や「まばたき」でも共謀は成立するとの答弁をするなど、実質共謀規定が無限定であり、捜査機関の恣意的判断でどうにでも判断できることが明らかになりました。

このような憲法に違反する共謀罪をつくることは許されませんし、その必要もまったくありません。その問題点が修正で解決するものではなく、廃案以外にありません。

【請願事項】

- 一、国民の人権を侵害する「共謀罪」新設法案を廃案にすること。

氏 名	住 所

取扱団体

連絡先 全労連（03-5842-5611） 自由法曹団（03-3814-3971） 国民救援会（03-5842-5842）

〒113-8463 文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階 国民救援会気付